

◇東久留米駅東口第二地区地区計画 工事完了後の増改築などについて◇

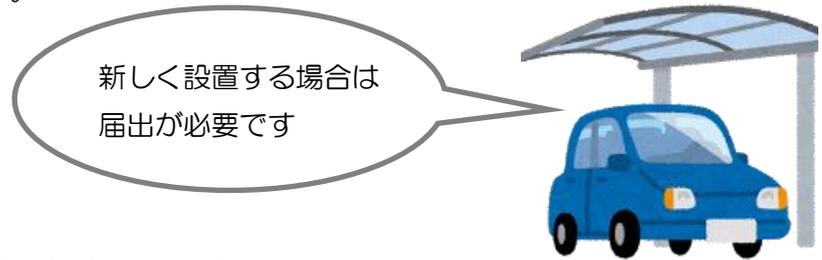
工事完了後に建築物について増改築など次のような一定の行為を行う場合は、再度、地区計画の届出をする必要があります。

【届出が必要となる主な行為の例】

◆ 建築物を増改築する

◆ 敷地内に物置やカーポートを設置する

⇒プレハブ製の物置や、カーポート（屋根付きの車庫）も「建築物（工作物）」と定義され、原則届出が必要になります。



◆ 道路側に塀、フェンス等を設置または交換する

⇒設置する塀、フェンス等の構造、高さ、色彩について審査する必要があるため、届出が必要になります。

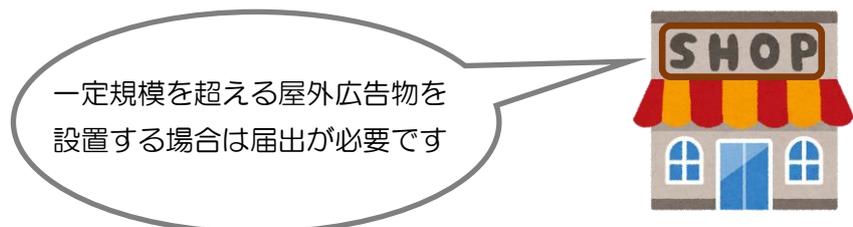
◆ 建築物の外壁や屋根をこれまでと異なる色にする

⇒その行為が周辺環境と調和したものであるか審査する必要があるため、届出が必要になります。なお、同じ色に塗り替えるなど、変更が生じないものについては、届出をする必要はありません。



◆ 立て看板や壁面広告等の屋外広告物を設置する

⇒表示面積が1㎡を超えるもの等については、その行為が周辺環境と調和したものであるか審査する必要があるため、原則、届出が必要になります。



※ これはあくまで一例です。詳細は、都市計画課土地利用計画担当（☎042-470-7782）までお問い合わせください。